伊 農 振 第 1 2 1 号 令 和 6 年 3 月 2 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢原市長

市町村名		伊勢原市					
(市町村コード)	(14214)						
地域名	成瀬地区						
(地域内農業集落名)	(北高森、石	ī田、下落合、見附島、下糟屋、東富岡、粟窪、前高森、小金塚)					
物業の幼用を取り	+ L め + 左 日 口	令和6年1月23日					
協議の結果を取りる	まとめた平月ロ	(第1回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①令和2年7月の人・農地プランアンケート調査結果によると、成瀬地区内の約4割が農地の扱いに困っており、かつ約8割が農業後継者がいない・未確定という状態であることから、今後、農業衰退化及び遊休農地の増加が加速してしまう傾向にある。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(2.2ha)よりも、73才以上で後継者がいない農業者の耕作面積(16.7ha)の方が14.5ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ②カラス等による鳥獣被害が多く、トウモロコシなどに被害が出ている。
- ③農業機械の買い換えが資金的に難しい。また、大型機械が進入できない農地がある。
- ④農薬の使用回数や化学肥料の窒素成分量を低減する特別栽培米に取り組んでいる地域がある。
- ⑤酪農家による飼料作物の栽培は既にかなりの面積を受け持っており、これ以上の規模の拡大は集積・集約化による効率化が図られないと厳しい。
- ⑥個々の経営体が考えを持って農業をしているので、集団化や産地化に向かうのは難しい。
- ⑦高齢化が進んでいる中で、農地の現状維持でも苦労しているのに、作業量が増える有機農業に切り替えること は難しい。
- ⑧農業だけで家族を養うのに十分な収益を確保することが困難な状況である。

【地域の基礎データ】

- ①主要な農作物:水稲、露地野菜、花き、酪農、飼料作物
- ②農業者:中心経営体9人、認定新規就農者2人

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地区は、中央に小田急線や国道246号が横断しており、北側には工業系の大企業や大学病院、南側には工業団地や商業施設、全体を通じて住居系の大規模団地が多く張り付いている。

農地の多くは、主に市街化区域と接した北西部と南西部に集中しており、北側では畑作や酪農、南側では水田や畑作を中心とした農業が営まれているが、住宅地や商工業地など地域と共生した農業経営が求められる。

しかし、市内でも伊勢原地区に次いで人口や世帯数が多く、愛甲石田駅をハブとした関係人口の流動も見込めること、厚木市や平塚市に隣接していることなど、大消費地としてのポテンシャルを発揮することにより、都市農業地域として農地利用の最適化を展開していく。

- ①地域の中心経営体等への農地の集積・集約化を推進するとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就 農者の受入れを促進する。
- ②有機農業エリア、慣行農業エリア、新規就農者を受け入れるエリアなど地域の方針に合わせて集積・集約化の エリア分けを検討する。
- ③新規の担い手が参入しやすいように、農地バンク等の情報に、使用可能な農業施設や接道の有無などの付加価値のある情報を加えるとともに、ある程度まとまった農地の情報を提供できるよう情報の集約化に向けた取組を進める。
- ④廃農する農家と担い手や新規就農希望者等とのマッチングによる経営委譲(農地、機械、販路、技術など)の 取組を検討する。
- ⑤多様な経営体の確保として、定年退職者や半農半X等が農業参入しやすい仕組み作りを検討する。
- ⑥基盤整備については、必要となる地域を検討し、地元自治会を通して要望をあげ、段階的に取り組んでいく。
- ⑦県補助制度等を活用し、スマート農業の導入を検討する。
- |⑧援農ボランティアの導入の検討、農福連携の活用等による労働力の補填を図る。
- ⑨収穫期の労働力不足を補うため、農泊等の体験事業を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域(予定)

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	約82 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約82 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha		

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - ①農業振興地域内の農用地区域を基本のエリアとする。
 - ②農用地以外の農地については、農地を巡る周辺地域の動向や、担い手の意向、ニー ズ等を勘案し、適切に対 応する。
 - ③保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、今後必要な場合は適切に設定する。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - (1)農用地の集積、集約化の方針
 - ①農地中間管理機構を活用して、中心経営体等を中心に農地集積・集約化を図るとともに、入作を希望する認定 農業者や認定新規就農者の受入れを促進させる。
 - ②有機農業エリア、慣行農業エリア、新規就農者を受け入れるエリアなど地域の方針に合わせて集積・集約化の エリア分けを検討する。
 - (2)農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への農地の貸し付けを推進するとともに、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進 める。

(3)基盤整備事業への取組方針

基盤整備については地元や地権者の同意が必要となることから、整備の必要性や優先度については、地域によ り地元自治会等と調整を行い、地域としての要望をまとめ、段階的に取り組んでいく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

定年退職者や半農半X等の小規模での農作業を希望する者が農業参入しやすくなるように、就農制度の見直し や地域による受入の環境づくりに向けた取組を検討する。

- (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
- ①農業者の高齢化による労働力の減退や、中心経営体の農地の規模拡大に向けた労働力の確保のため、援農 ボランティア制度の導入を市、JA等の関係機関により検討する。
- ②県の農福連携マッチング事業の活用による、福祉事業所への作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

\checkmark	①鳥獸被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	V	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等		⑦保全•管理等	7	⑧農業用施設	√	⑨耕畜連携		⑩その他
「♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥									

【選択した上記の取組万針】

- ①鳥獣被害防止対策について、関係機関・地域で連携して取り組んでいく。
- ②有機農業を推進するエリアの設定を検討するとともに、新規就農者の受入等により段階的に取り組んでいく。
- ③県補助金等の活用によるスマート農業の段階的な導入を検討する。
- ⑧使われていない農業用施設等の情報を集約化し、地域の担い手等との利用のマッチングを推進する。
- ⑨飼料作物の取組を維持するとともに、農地の集約化等による栽培作業の効率化を図る。